

税のお知らせ

5月の納税等

- 軽自動車税/全期
- 介護保険料/第1期
- 農業集排水処理施設使用料/第1期
- 提塘占用料/全期
- 保育料/5月分
- 納期限/5月31日(木)

納期限内の納付にご協力ください。
納は便利な口座振替をご利用ください。

軽自動車税の納期限は5月31日(木)です

4月1日現在で軽自動車をお持ちの方には、5月上旬に役場から納税通知書をお送りします。

最寄りの金融機関または役場会計室窓口にて納付してください。平日の日中に納付することが難しい方は、休日でも郵便局のATMでご利用いただける納付書がございますので、役場税務課までお問い合わせください。

自動車税の納税をお忘れなく

5月31日(木)は、自動車税の納期限です。

4月1日現在、自動車をお持ちの方に対し、5月上旬に県税事務所から納税通知書をお送りします。なお、排ガス性能に異なり、乗用と貨物では達成基準が異なりますので、ご注意ください。なお、排ガス性能に関しては、車検証の備考欄をご確認ください。

また、パソコンやスマートフォンなどを利用して、インターネットバンキングやクレジットカード(利用者には決済手数料がかかります。)でも納付していただけます。

な、軽義変更・廃車などの手

なお、次の手帳を持つ所有者で、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税が減免されます。

- 身体障害者手帳
- 戦傷病者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳等

減免を受ける方は、納期限の10日前までに身体障害者手帳等、運転免許証、納税通知書、印鑑を持参して役場にて申請をしてください。

軽 車税は普通自動車税と異なり月割制度がありません。よって、4月1日現在の所有者に全額課税されます。

軽自動車の売却等をされ、売却時の契約により、販売店等の第三者が税金を支払う場合でも、納税通知書は4月1日現在の所有者に送付し、口座振替をご契約の場合は、所有者が登録している口座から引き落としがされます。事前にその旨をご連絡いただいても、販売店等の第三者に納税通知書を送付することも、口座振替を停止することもできません。

問合せ先

総務部税務課

続を他の人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、それらの手続が3月末日までに行われていないことが考えられますので、依頼先にご確認ください。

ま、転居などにより納税通知書が届かないときは、管轄の県税事務所にご連絡ください。

問合せ先

西尾張県税事務所
☎(0586)4513170
(ダイヤルイン)

ホームページ

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000021910.html>

軽自動車税の口座振替の方の納税証明書について

口座振替をご契約の方には、6月の中旬ごろに継続検査用(車検用)の納税証明書を送付いたします。口座振替日から、証明書が届くまでの間に必要な方は、税務課窓口にて通帳記入後の通帳の写し等により納付の確認をさせていただきます。証明書を発行します。

問合せ先

総務部税務課

軽自動車税率について

重課税率

最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車に経年車重課制度が導入されました。最初の新規検査とは、今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を新たに使用するときにおける検査であり、一般的に車検と言われる継続検査とは異なります。最初の新規検査の時期は、車検証の「初度検査年月」欄をご確認ください。なお、平成15年10月14日以前に最初の新規検査を受けている場合は、最初の新規検査の「月」の把握

「平成30年工業統計調査」アンケート回答ください

経済産業省では、6月1日現在で「平成30年工業統計調査」を全国一斉に実施します。

この調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的として、製造業に属する事業所を対象に行われる重要な調査です。

調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として使われるなど、広く利用されています。

調査をお願いする事業所へは、知事が任命した統計調査員が5月中旬から調査票を持って伺います。(一部事業所では経済産業省から直接郵送で届きます。)お忙しい時期とは存じますが、ご回答いただきますよう、よろしくお願いたします。

なお、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

問合せ先

総務部企画課

警察からのお知らせ

けいさつだより



飛島村内犯罪状況 (30年3月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
3月	1	1	0	0	0
1~3月	1	1	0	0	0
区分	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
3月	0	0	0	0	0
1~3月	0	0	0	0	3
区分	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他	
3月	0	0	1	1	
1~3月	4	0	1	3	

車種	重課税率(年額)		旧税率(年額)	
	最初の新規検査が平成17年3月までの車両※		最初の新規検査が平成17年4月から平成27年3月までの車両	
軽三輪	4,600円		3,100円	
四輪	乗用	自家用	12,900円	7,200円
		営業用	8,200円	5,500円
四輪	貨物用	自家用	6,000円	4,000円
		営業用	4,500円	3,000円

※電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車を除く。

握ができないため、最初の新規検査を受けた年の12月から計算しますので、ご注意ください。